

## 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から10年が経過し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われており、令和3年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、16億円が予算化されている。

幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免など、被災した子どもたちが、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

令和元年12月20日、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、復興・創生期間後（令和3年度以降）における方針が定められ、その中で令和2年に「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が定められ、東日本大震災復興特別会計の継続が示され、子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としている。

しかし、今年度より「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等となった。福島県では、令和2年4月1日時点で約6千5百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っている。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援が必要であり、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要である。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧される。

以上の趣旨から、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和4年度においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和3年6月15日

復興大臣	平沢勝栄様
文部科学大臣	萩生田光一様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様

福島県二本松市議会議長 本多勝実